

平成 26 年 10 月 31 日

独占禁止法審査手続についての懇談会

座長 宇賀 克也 殿

同懇談会委員 榊原 美紀

これまでの議論及び今後のとりまとめに関して下記の意見を提出させていただきます。

1. 取りまとめ方について

防御権の拡充を行うための審議がこの懇談会に対して課された課題であることは、以下の附則及び附帯決議より明白である。

【附則第 16 条】 政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、**事件関係人が十分な防御を行うことを確保する観点から検討**を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】 四 公正取引委員会が行う**審尋や任意の事情聴取等において、事業者側の十分な防御権の行使を可能とするため**、諸外国の事例を参考にしつつ、**代理人の立会いや供述調書の写しの交付等の実施について**、我が国における刑事手続や他の行政手続との整合性を確保しつつ**前向きに検討すること**。

また、本懇談会の第二回～第四回のヒヤリングにおいて、経済界や日米欧の弁護士からも防御権の拡充が強く求められている。

さらに、7月に行われた意見募集においても、防御権の拡充を求める声が多く寄せられた。

以上のとおり、懇談会に課せられた課題及び懇談会の経緯からすれば、権利の拡充や制度導入がなされることが求められていると言える。しかしながら、本懇談会では複数の反対意見があるという理由だけで全ての権利創設や制度導入を見送るという方向で議論が進みつつある。これは、反対意見のみを全面的に採用することを意味するものであり公平性に疑問を感じる。

要約すれば、「Aというものについて前向きに検討しろと言われている中で、AとBという意見があったから、結論はB。」となることは不当ではないかということである。

以上からすれば、100 百か 0 ゼロかのいずれかの結論で取りまとめるのではなく、少なくとも中間解を模索することが求められるのではないか。

2. 現行法の解釈と新たな権利及び制度の導入について

これまで、事情聴取に際しての弁護士立会い、録音録画、メモの録取、秘匿特権等が新たな権利創設や制度の導入として検討されてきたが、残念ながら複数の反対意見があるという理由ですべてについて導入を見送るという結論で取りまとめられつつある。

上記の弁護士立会いや録音等について現行法の解釈上認められるものがあるのではないかと思われるが、この点については今まで議論がなされておらず、これらの確認を取ることである程度の中間解を模索することも可能ではないかと思われるため、他の積み残しの論点よりも防御権の拡充のための論点として優先して審議されたい。

以上